

○岩国市工事費内訳書取扱要領

平成27年4月1日要領第2号

改正

令和2年4月10日要領第4号

令和4年4月1日要領第9号

岩国市工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が発注する工事の入札及び契約における不正行為の排除の徹底並びに当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事費内訳書)

第2条 市長が入札参加者に提出を求める工事費内訳書の様式は、別記様式のとおりとする。

(対象工事)

第3条 市長が入札参加者に工事費内訳書の提出を求める工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する工事のうち一般競争入札及び指名競争入札に付するものとする。

(周知)

第4条 市長は、対象工事の入札を行うときは、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第93条の規定による公告又は第112条の規定による通知（以下「公告等」という。）において当該工事が対象工事であることを明らかにするものとする。

(提出方法)

第5条 工事費内訳書の提出方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- (1) 入札書を持参して行う入札 公告等において指定する日時に入札書とともに封筒に入れ封印の上、入札場所に持参して提出する。
- (2) 郵便による入札 入札書を入れ封印した中封筒とともに外封筒に同封の上、公告等において指定する提出期限までの消印のある書留郵便により提出する。
- (3) 電子入札システムによる入札 指定するファイル形式で作成し、入札書と同時に、公告等において指定する提出期限までに電子入札システムにより提出する。

(記載項目)

第6条 工事費内訳書の記載項目は、公告等を行う際に市長が指定するものとする。

(入札の無効)

第7条 市長は、対象工事の入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、岩国市競争入札心得（平成18年3月20日制定）第11条第14号に該当するものとして当該入札参加者のした入札を無効とする。

- (1) 対象工事において工事費内訳書の提出のないもの
- (2) 第5条の提出方法によらずに提出されたもの
- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
- (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの

- (5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
- (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
- (7) 工事費内訳書の各項目が、前条により市長が指定した記載項目を満たしていないもの
- (8) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
- (9) 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの
- (10) 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの

(工事費内訳書の取扱い)

第8条 入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 書換え、引換え又は撤回を認めない。
- (2) 返却はしない。
- (3) 談合情報が寄せられた場合その他市長が必要と認める場合には、必要に応じ、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 岩国市情報公開条例（平成18年条例第20号）の対象となり、同条例の規定に基づき取り扱うものとする。

(保管期間)

第9条 工事費内訳書の保管期間は、次の各号に掲げる入札参加者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 契約締結となった入札参加者（落札者） 入札終了月の翌月から5年間
- (2) 前号以外の入札参加者 入札終了月の翌月から1年間

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則（令和2年4月10日要領第4号）

この要領は、令和2年4月10日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要領第9号）

この要領は令和4年4月1日から施行する。

